

審査の結果の要旨

氏名 下村 泰史

近年、町家を活かしたまちづくりや地域コミュニティの環境・景観保全への寄与が注目される中で、京都の歴史的市街地の両側町の仕組みは歴史学の枠をこえ、都市デザインの観点からも関心を集めている。これは一筋の道路の両側が合わせて一つの町をなすもので、歴史的市街地の空間構造を強く規定するとともに、祇園祭の山鉾に象徴される堅固なコミュニティの基盤ともなっている。

京都市で戦前期に行われた土地区画整理事業地の中には、今日一般的な「街区方式」とは異なる独特の「路線式」の町割を持つ地区がある。これらは伝統的な両側町のしくみを想起させることから、その計画の考え方や経緯を明らかにすることは、これからの市街地のコミュニティ・デザイン、都市景観保全に寄与すると考えられる。本研究は、京都市の土地区画整理事業地における町割について、路線式両側町構造の地区に注目しながら、①町界線の走行状況等、町の形態についての分析を行うとともに、②町割を規定するガイドラインに注目しながら、その適用状況について歴史的な経過を明らかにしたものである。本研究は、研究の背景と目的を示した第1章を含む全5章から構成される。

第2章においては、町界線の幾何学的分布により町割の類型化を行った。これにより①初期街廓式タイプ、②路線式両側町、③路線式バリエーション、④後期街廓式タイプ、⑤不定形タイプ、といった類型が抽出された。またGISを用いて、各事業地区の区画街路と町割の関係について、町界線の走行位置について数量的に検討した。路線式両側町は、街区内を走行する町界線の延長比が際立って高いことで明瞭に特徴付けられた。これらは1935～1941年に換地処分を受けた地区に集中していることがわかった。

第3章においては、土地区画整理事業地に適用された町割及び町名地番についてのガイドライン文書群について、その内容の比較検討を行った。戦前期の複数のガイドライン文書においては、本研究で「路線式両側町モデル」と呼ぶ構造についての詳しい説明があることが共通しているが、一方「町の区域」の形態や町名の設定について差異がみられた。特に町名についてはシステムティックな方法から旧小字名の使用へと変化しており、地域の歴史性の取り扱いと

いう点で注目される。また 1931 年の「京都市区画整理地区ニ於ケル町界町名地番整理方針綱要」において、路線式を採用する理由として京都の都市空間形成の伝統的作法や、アクセス性、コミュニティ形成を挙げていることを、「地域コミュニティのまとまり」「不動産登記上のまとまり」「交通・郵便アクセス上のまとまり」という「町」の三側面を統合しようとするものとし、その重要性を指摘した。一方、1974 年に施行された現行の新要綱においては街廓式が明記され、戦前期のガイドラインに明記されていた路線式両側町の原則は破棄されていることを示した。

第 4 章においては、事業の実施プロセスと時代背景について検討し、その中の町割の変化をみた。まず、1930 年代の初期から 1970 年代以降まで時代区分を行い類型の時系列的な整理を行った。終戦直後には路線式両側町モデルは、要綱上は有効であるにもかかわらず省みられなくなり、町割は旧小字界準拠に戻った。これは石田（1986）のいう、農地解放によって土地の所有関係が変化しさまざまな権利要求が表面化し事業が停滞したとされる「戦後空白期」にあたる。権利関係の複雑化による事業の停滞は、事業が長期化した多くの地区においても戦前の 1935 年時点で既に道路が概成していたことから示唆され、そうした社会状況の変化が町割に影響した可能性を論じた。その後、町界線の位置には混乱が見られるが、1962 年の住居表示制度、1974 年の新要綱により、街廓式が完全に主流となったことを示した。

第 5 章においては、総合考察として、①「路線式両側町モデル」の歴史的位置、②歴史的市街地に見られる縦横路線式や並列路線式といった町割形態との比較、という 2 つの観点から、「路線式両側町モデル」の仕組みとしての独自性と有効性について論じた。その結果、路線式両側町モデルは、伝統主義的、共同体主義的な戦前の時代的な産物という側面があるが、同時に、地域コミュニティ、不動産登記上、アクセス性に関わる町の 3 つの側面を統合するしくみとして、今日の都市設計において参照されるべき価値を持つと結論づけた。

以上、本研究により、京都市の昭和初年から現在に至る土地区画整理地区の町割の変化と、路線式両側町モデルの性格が明らかになった。本成果は、これまで道路や街区配置等ハード中心に議論されてきた土地区画整理地の空間論に新たな視点を導入するとともに、これまで歴史化されてこなかった新事実を都市史に付け加え、その今日意義を明らかにしたものとして評価できる。よって、審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文に値する論文であると判断した。